

## 安来市工事成績評定実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する工事の成績評定(以下「評定」という。)の方法について必要な事項を定めるものとする。

### (評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負対象金額が500万円以上の工事とし、中間検査、部分引渡し検査及び竣工検査を実施したときに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、維持修繕に関する工事等で当該工事を担当する課長が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができるものとする。

### (評定者)

第3条 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、安来市契約規則(平成16年安来市規則第58号)第28条に定める監督員及び同規則第32条に定める検査員とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに行うものとする。

2 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、評定者が適正かつ公正に行うものとする。

3 評定の考査項目及び細別の採点については、別に定めるものとする。

4 評定者のうち検査員である者は、中間検査、部分検査及び竣工検査を実施したときに評定を行うものとし、評定者のうち監督員である者は、竣工検査を実施したときに評定を行うものとする。

5 竣工検査を実施したとき、監督員は工事成績採点表(様式第1号)に評定点を記入して検査員に提出し、検査員は監督員から提出された工事成績採点表及び細目別評定点採点表(様式第2号)に評定点合計まで記入するものとする。

### (工事成績採点表の提出等)

第5条 検査員である評定者は、竣工検査後遅滞なく工事成績採点表及び細目別評定点採点表を竣工検査復命書に添付して提出し、承認を受けるものとする。

2 当該工事を担当する課長は、前項による承認を受けたときは、工事成績採点表及び細目別評定点採点表の写しを入札担当課長へ提出するものとする。

### (評定結果の通知)

第6条 当該工事を担当する課長は、前条第1項による承認を受けたときは、遅滞なく当該工事の請負者に対して、評定の結果を工事成績評定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 工事成績評定通知書には、項目別評定点表(様式第4号)を添付するものとする。

(説明請求及びその対応)

第7条 前条による通知を受けた当該工事の請負者は、通知を受けた日から14日以内に、書面により、当該工事を担当する課長及び入札担当課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 当該工事を担当する課長及び入札担当課長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

附 則

この告示は、平成19年7月4日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。